

鳥取県スタートアップ創出加速化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）の規定に基づき、鳥取県スタートアップ創出加速化補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、次世代の本県産業を牽引するビジネスとなる可能性を秘めた成長性の高いスタートアップビジネスの事業化や事業拡大に向けた事業推進経費を支援することで、当該事業の円滑、確実な実施・実現に資することを目的に交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者及び本補助金の趣旨により商工労働部長が別に定めるものをいう。
- (2) 「県内事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有する者をいう。
- (3) 「スタートアップビジネス」とは、革新的な事業アイデア、技術、ノウハウ等を活用し、社会にインパクトを与える成長性の高いビジネスをいう。

(補助金の対象者の要件)

第4条 本補助金の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 第6条第1項の規定による交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法律違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。
- (2) 次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付)

第5条 知事は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。）とし、上限は同表の第5欄に定める額とする。また、補助対象期間は、同表の第6欄に定める期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、開発しようとする新たな製品・技術・サービス等が、風俗営業等に該当する事業又は公序良俗に反すると認められる事業については、補助対象としないものとする。

- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

- 第6条 本補助金の交付申請は、商工労働部産業未来創造課長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

- 第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（承認を要しない変更等）

- 第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- （1）本補助金の増額を伴う変更
 - （2）交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
 - 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

（実績報告の時期等）

- 第9条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を、次に掲げる日までに行わなければならない。
- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日
 - （2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

（補助金等進捗状況報告の時期等）

- 第10条 規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告書は、各年度（前条第1項の実績報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月15日までに行わなければならない。
- 2 前項の報告は、様式第4号により行うものとする。

（現地調査等）

- 第11条 知事は、前条第1項により提出された補助金等進捗状況報告書を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について職員に現地調査を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すことができるものとする。

（補助金の支払）

- 第12条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求されたときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県

の一会計年度につき1回に限り、交付決定額かつ一会計年度における当該予算の範囲内で、補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金の額を上限として、補助事業者が申請する額（千円未満は切り捨てる。）を支払うことができるものとする。

- 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第5号及び第6号を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第19条の規定による概算払の通知は、様式第7号によるものとする。
- 5 規則第20条第1項の申出は、様式第6号及び第8号により行うものとする。

（財産の処分制限）

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
- 3 規則第25条第2項の知事の承認に係る申請は、様式第9号により行うものとする。
- 4 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の知事の承認について準用する。

（財産の処分に伴う収益納付）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

（補助金の交付等に係る手続の停止等）

第15条 知事は、補助事業が必要な要件を満たしていないことを確認した場合又は補助事業の休廃止等が想定される場合には、第7条第1項の規定による本補助金の交付決定後及び規則第18条第1項の規定による本補助金の額の確定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。

- 2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

（補助事業の報告等）

第16条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況について報告又は発表させることができるとともに、補助事業の結果について公表することができる。

（消費税及び地方消費税の取扱）

第17条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

（雑則）

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

別表（第5条関係）

	ア 事業化促進型	イ 事業拡大型							
1 補助事業	スタートアップビジネスの仮説検証やプロトタイプの開発、初期顧客の獲得等の事業立ち上げを進める事業	スタートアップビジネスにおける商品・サービスの磨き上げや販路開拓等の事業拡大を進める事業							
2 補助対象者	<p>第4条各号及び次の要件を全て満たす者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 県内事業者である中小企業者等</p> <p>イ 第6条第1項の規定による交付申請書等の提出を行った日から起算して12月以内に、県内事業者として法人設立若しくは個人事業主の開業届の提出により県内事業者として創業を行おうとする者</p> <p>(2) 法人を新たに設立する若しくは既に設立している場合において、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する者</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有する者</p> <p>(3) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 支援機関(商工会議所、商工会、公益財団法人鳥取県産業振興機構、鳥取県信用保証協会等)の支援を受けた又は受けている者</p> <p>イ 過去に鳥取県が主催する起業家育成プログラムに参加した者</p>	<p>第4条各号及び次の要件を全て満たす者</p> <p>(1) 県内事業者である中小企業者等のうち、県内に本店、本社又は主たる事業所を有する者であり、投資契約書から算定される株式時価総額が10億円未満であること。</p> <p>(2) 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会に「VC会員」又は「CVC会員」として登録されている企業・団体等からの出資により、第6条第1項の規定による交付申請書等の提出を行った日までの12月以内に第三者割当増資を行っていること。</p> <p>※1 銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関が当該投資会社の発行済株式数の過半数を保有する投資会社のみによる出資は対象外とする。</p> <p>※2 CVC会員である企業・団体等からの出資の場合は、子会社や持分法適用会社となる場合は除く。</p>							
3 補助対象経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品開発費</td> <td rowspan="4">調査・マーケティング費、専門家等謝金、機械器具費、設備導入費、原材料費（商品の試作にかかるものに限る）、外注費、人件費、産業財産権導入費、人材育成費、イベント開催・出展費、広告宣伝費、旅費交通費、その他補助事業の遂行に必要と認められる経費</td> </tr> <tr> <td>生産体制整備費</td> </tr> <tr> <td>販促・ブランディング費</td> </tr> <tr> <td>その他共通経費</td> </tr> </tbody> </table>		経費区分	内容	商品開発費	調査・マーケティング費、専門家等謝金、機械器具費、設備導入費、原材料費（商品の試作にかかるものに限る）、外注費、人件費、産業財産権導入費、人材育成費、イベント開催・出展費、広告宣伝費、旅費交通費、その他補助事業の遂行に必要と認められる経費	生産体制整備費	販促・ブランディング費	その他共通経費
経費区分	内容								
商品開発費	調査・マーケティング費、専門家等謝金、機械器具費、設備導入費、原材料費（商品の試作にかかるものに限る）、外注費、人件費、産業財産権導入費、人材育成費、イベント開催・出展費、広告宣伝費、旅費交通費、その他補助事業の遂行に必要と認められる経費								
生産体制整備費									
販促・ブランディング費									
その他共通経費									
4 補助率	2分の1	3分の2							
5 補助金上限額	2,000千円	10,000千円 ※ただし、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会に「VC会員」、「CVC会員」として登録されている企業・団体等からの出資総額の同額以下を上限とする							
6 補助対象期間	24月以内	36月以内							

(注) 1 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

2 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。